

八戸工業大学学術指導取扱規程

制定 平成27年11月19日（部長会）

（趣旨）

第1条 この規程は、八戸工業大学（以下「本学」という。）における学術指導の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「学術指導」とは、企業その他の団体（以下「委託者」という。）からの委託を受けて本学の教員等がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導及び助言を行い、もって委託者の業務または活動を支援するもので、産学官連携活動や地域の課題解決を促進し、地域社会へ貢献することを目的とする。

2 この規程において「学術指導者」とは、学術指導を実施する教員等をいう。

3 この規程において「発明等及び知的財産権」とは 八戸工業大学職務発明規程第2条に定義するものをいう。

（受入の条件）

第3条 学術指導を受け入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

（1）学術指導は、委託者が一方的に中止することはできない。

（2）やむを得ない理由により学術指導を中止し、又はその期間を延長する場合、本学がその責めを負わないこと。

（申込み）

第4条 学術指導の申込をしようとする者は、内容について、社会連携学術推進室に事前相談するものとする。

2 社会連携学術推進室は、内容に応じて学術指導者を定め、当該学術指導者と協議の上、受入の可否を判断し、学術指導の申込をしようとする者に通知するものとする。

3 前項により、受入通知を受けた場合は、学術指導の申込をしようとする者が学術指導申込書（別紙様式1）を社会連携学術推進室長に提出する。

（受入の決定等）

第5条 社会連携学術推進室長は学術指導の申込みについて、教員等の職務と同一又は職務の範囲内にあるものと認められ、かつ本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと判断した場合に限り、受け入れるものとする。

(契約締結)

第6条 学術指導者は、学術指導の受入が決定した場合には、すみやかに学術指導契約書（別紙様式2）により委託者と契約を締結し、その旨を社会連携学術推進室長に報告するものとする。

(学術指導料)

第7条 原則として事前相談は無料とする。学術指導料は、学術指導者の知識・ノウハウ等の提供の対価及び当該学術指導に直接必要となる旅費、消耗品費等の経費とし、内容に応じ委託者および学術指導者が協議の上、定める額とする。

(学術指導料の納入及び受入)

第8条 委託者は、学術指導料を学術指導契約書に定める期日までに、本学に納入しなければならない。

2 原則として、一旦納入した学術指導料は返還しないものとする。

(秘密の保持)

第9条 相談および学術指導の実施にあたり、学術指導者が委託者から提供もしくは開示を受け、又はこれを知り得た場合は、その一切の情報に係る秘密保持に十分に配慮しなければならない。

(知的財産権の取扱)

第10条 学術指導により発明等が生じた場合は、八戸工業大学職務発明規程を適用する。

(学術指導終了後の報告)

第11条 学術指導者は、学術指導を終了したときは、学術指導終了報告書（別紙様式3）によりすみやかに社会連携学術推進室長に報告を行うものとする。

(庶務)

第12条 この規程に定める庶務は、社会連携学術推進室において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月 1日から施行する。